

説明書

(令和5年9月17日作成)

・不誠実対応-26

事故を起こした当該従業員が悠生君を追いかける時に転倒した場所及び、最後に悠生君を確認した状況を説明した内容が、事故報告書(令和5年1月16日付)及び、報告書(令和5年3月16日付)の記載内容のほぼ全てを覆す内容になっており、明らかな捏造が存在すると考えられる。(音声ファイル-26[1] [0:00:00]⇒[0:02:35]) (音声ファイル-26[2] [0:00:00]⇒[0:01:21])

(会話の大まかな内容)

(音声ファイル-26[1] [0:00:00]⇒[0:02:35])

最後に悠生君を見た場所と状況についての解説を悠生君の父親(清水悠路)が事故を起こした当該従業員に求めた。

この会話における当該従業員が悠生君を最後に見た場所と状況について内容をまとめると、以下内容になった。

カーブにさしかかる手前、信号待ちで車列があった。だんだんと車列の陰に隠れて見えなくなった。この時、当該従業員は車道で転倒した。この転倒した場所が最後に悠生君を見た場所であった。転倒して起き上がった時には、悠生君の姿は見えなかった。



これに関する発言は、事故報告書(令和5年1月16日付)と回答書(令和5年3月16日付)の内容を殆ど全てにおいて覆す内容になっておりあまりにも酷いため、そのうちの一つである事故報告書(令和5年1月16日付)には、悠生君が横断歩道を全力でわたっているところを目撃している事になっているとなっているが、これは嘘なのかと尋ねたところ、アルプスの森側の弁護士が出て来て、現在取り調べを受けている内容に関わるため、これ以上は話

せないとなった。

(音声ファイル-26[2]) [0:00:00]⇒[0:01:21]

・悠生君の父親(清水悠路) は以下内容を説明

今回の説明から、事故を起こした当該従業員が最後に悠生君を見た時(道路で転倒する直前)の悠生君が居た場所及び、当該従業員が居た場所から考えると、悠生君は橋を渡って行く方向に向かう可能性も、榎木橋手前の交差点を左折して車道を走って行った可能性も考えなくてはいけない。

ただ交差点での視野を考えると、橋に向かう方はせいぜい 15m くらいで、その先が見えなくなっている。一方、実際に当該従業員が実際に向かって行った方向は、その先 200m にわたってまっすぐ見えている。従って、この時点で 200m 先まで確認できる方向に当該従業員が向かったこと自体があり得ないと説明。

・アルプスの森側弁護士は、

「またそのあたりも捜査で…」と発言。

・悠生君の父親(清水悠路) は以下内容を説明

ただこの時に当該従業員は警察に自分が何処にいて、悠生君が何処にいたかを悠生君捜索中であった時に述べている。(今回の説明では) その情報(当該従業員が警察に説明していた情報)と違ったことを言っている。だから不誠実だと思うしかない。

捜索の時に一番情報を持っていたのは、私達遺族です。その情報と完全に乖離した情報をアルプスの森(施設長:宇津慎史)側が出し続ける以上、これは信用できないと捉えざるえない。

(上記会話における問題点)

* 当該従業員の転倒した状況・悠生君を確認した状況が事故報告書(令和5年1月16日付)と回答書(令和5年3月16日付)、さらには保護者会(令和5年9月8日)での当該従業員の発言が全て異なっている。

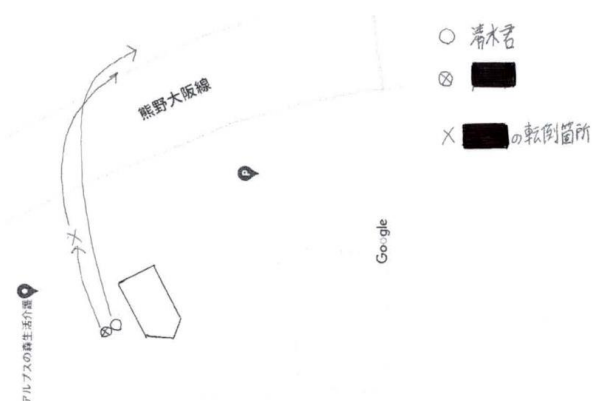
事故報告書(令和5年1月16日付)における事故を起こした従業員の転倒と視野の関係においての記載内容は以下のようになっている。

■は清水君を追いかけてやろうとしましたが、道路手前で転倒してしまいました。■が立ち上がって清水君が走った方向を見ると、その時点で清水君は、南方向に位置する榎木橋手前の交差点を全速力で横断していました。■は、清水君の後を追って上記交差点を横断したものの、その姿は見えませんでした。

(事故報告書(令和5年1月16日付)より一部抜粋)

道路の手前で転倒し、立ち上がったタイミングで悠生君の姿を確認。その時、榎木橋手前の交差点を横断しているところを確認したとのこと。従って、当該従業員が起き上がった後、悠生君の姿を確認しているのであれば、当該従業員も悠生君を追いかけたはずであり、交差点を悠生君がわたり切った後の行動も見ていたのではと考えた上での質問であった。

回答書(令和5年3月16日付)における当該従業員の転倒場所の記載は、以下内容



(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

すなわち当該従業員の転倒場所は事故報告書と同じであり、車道の手前になっているが、当該従業員が悠生君の姿を目撃した悠生君がいた場所に関する記載が(事故報告書(令和5年1月16日付)の内容と異なっている。以下は回答書(令和5年3月16日付)に記載されている内容である。

清水君が走り出してから、■■■■がとった行動は次のとおりです。■■■■は、清水君が榎木橋手前の交差点付近まで向かったところは目撃しました。しかし、■■■■が同交差点付近まで差し掛かったときには、清水君の姿は見当たりませんでした。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

すなわち、事故報告書(令和5年1月16日付)では当該従業員が転倒し立ち上がった時に、悠生君の姿を見ており、その時点で悠生君が居た場所は、交差点を横断している状況であったが、事故報告書(令和5年3月16日付)では交差点の付近まで向かった事まで見たとあり、横断歩道を全速力で横断している姿を見たという事にはなっていない。すなわち、記載内容に明らかな乖離が生じている。

また当該従業員も、事故報告書(令和5年1月16日付)では悠生君を追って榎木橋手前の交差点を横断したと記載しているが、事故報告書(令和5年3月16日付)では当該従業員が同交差点を横断したとの記載はない。

少なくとも事故報告書(令和5年1月16日付)では、当該従業員が転倒し立ち上がった後に悠生君の姿を確認している事になっている。これはすなわち、転倒し立ち上がった後、当該従業員は悠生君を追跡している訳であるから、交差点を横断後の悠生君の動きを見ている可能性があった。

そこで保護者会(令和5年9月8日)にて、当該従業員に最後に悠生君を目撃した場所と状況を確認したところ、停車している車列に邪魔はされたが、カーブに差し掛かる手前まで悠生君が居ることは確認した。その後、当該従業員は車道で転倒、立ち上がった時には悠生君は見えなかったとの発言に変わっていた。すなわち転倒後立ち上がった時点では既に姿を見失っていたとの発言に変わっており、最後に悠生君の姿を見たのは転倒前であり、その時、悠生君が居た場所は交差点にも達していないことになっている。さらには転倒した場所は、道路(車道)手前でなく道路(車道)上となった。

この説明内容は、事故報告書(令和5年1月16日付)の内容及び 回答書(令和5年3月16日付)の内容の殆ど全てが捏造である事を認めている内容になっている

(当該従業員の回答内容の検討)

以下の地図を用いて実際に当該従業員に以下内容の記載をして貰った。



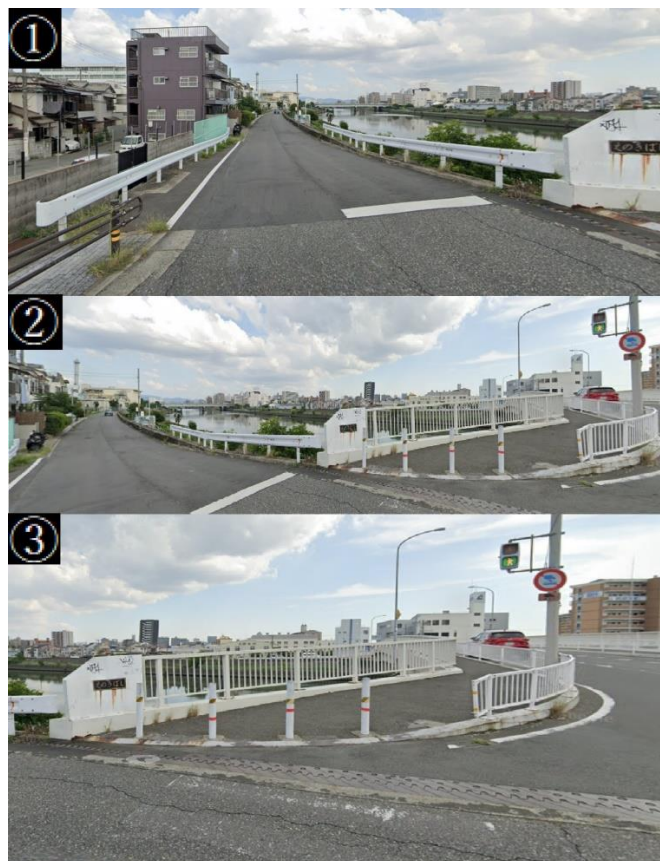
*当該従業員に記載をして貰った物を画像処理し、個人情報を外した形で記載。アルプスの森(施設長：宇津慎史)の駐車場の位置を誤認したため、当該従業員が転倒した場所がかなり交差点側になっているが、これは単純なミスであると考えられる。

しかしながらこの保護者会(令和5年9月8日)における発言内容もまた捏造であると、遺族側は考えている。

理由の一つは悠生君が見つかった時に吹田警察が事故の状況確認の為に当該従業員の発言内容と監視カメラの映像の確認をしており、当時の当該従業員の発言内容と監視カメラの映像との状況が一致していたことを認めている。

この時の当該従業員が吹田警察に述べていたとされる内容は、遺族は勿論、吹田警察から話を聞いているが、事故報告書(令和5年1月16日付)、回答書(令和5年3月16日付)、さらには保護者会(令和5年9月8日)の内容全てと異なる内容であった。

さらには、悠生君の姿を確認できない状態で榎橋交差点まで来た時、交差点における視野を以下に表示する。



上記写真①②は、榎木橋交差点を左折した時に得ることが可能な視野である。一方、榎木橋を左折しないでそのまま橋の方向を見た視野が③になる。

上記写真①②を確認すると約 200m 先まで視野が確保できる。一方、橋の方向に行った可能性を考慮すると、せいぜい 20m 程度先までしか見えない。このような状況で、何故、悠生君が橋を渡る方向(直進)でなく、約 200m 先まで確認でき、またそこに悠生君の姿が見えないにも関わらず悠生君が左折したと認識したのか理由が説明できない。

これらのことから遺族は、事故報告書(令和 5 年 1 月 16 日付)、回答書(令和 5 年 3 月 16 日付)、さらには保護者会(令和 5 年 9 月 8 日)の内容全てが捏造であると考えている。